

## 昭和産業グループ人権方針

昭和産業グループは、「ひと粒の可能性から、価値をひろげ、日々の幸せを共につくる。」をグループ経営理念にかかげています。大地の恵みである穀物の新たな価値を生み出し、未来に続く幸せをつくっていくためには、あらゆるステークホルダーの人権の尊重が不可欠で重要だと考えています。

こうした考えのもと、事業を行う過程やバリューチェーンにおいて、直接または間接的に人権に負の影響を及ぼす可能性があることを認識し、事業に関わる全ての人々の人権を尊重するために、外部の専門家の助言を受け、「人権方針（以下、本方針）」を定めました。

昭和産業グループは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」、「国際人権章典」および「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」、「OECD 多国籍企業行動指針」に規定された人権に関する行動規範、各国のビジネスと人権に関する国別行動計画（NAP）を支持し尊重します。

昭和産業グループは、あらゆるステークホルダーの人権を尊重し、事業を行う過程やバリューチェーンにおける人権への負の影響の特定、予防、低減に取り組むとともに、是正のための措置を実施することで、人権尊重の取り組みを推進し、継続的な改善を実行しながら持続可能な社会の実現に向けて貢献していきます。

### <適用範囲>

昭和産業グループは、本方針を、事業活動における人権尊重の取り組みに関する全ての文書・規程の上位方針と位置付け、取締役・監査役などの役員および社員、パートタイマー、派遣社員などの全ての従業員（以下、役員および従業員）に適用します。

昭和産業グループは、事業活動における全てのビジネスパートナーの皆さまに対しても本方針を理解、支持し、協働して人権尊重の取り組みを進めていただくことを期待し、継続的に働きかけていきます。

### <推進体制>

本方針ならびに本方針の運用状況については、コーポレート部門統轄（取締役）が委員長を務める人権委員会で定期的に議論を行い監督します。

本方針に関する課題や取り組みについては、人権委員会で協議をするとともに、重要事項については取締役会に報告します。

### <尊重する人権項目>

昭和産業グループは、あらゆるステークホルダーの人権を尊重するため、強制労働や児童労働、人身取引に服さない自由、結社の自由、団体交渉権、雇用および職業における差別からの自由、居住移転の自由、性別、国籍、人種、宗教、信条、障がい、性的指向・性自認、社会的出身などによる差別からの自由を尊重し、その他のあらゆるハラスメント、いじめ、不公平な取り扱い、非人道的な扱いなどを禁止します。また、最低賃金の確保と適正な労働時間の管理、労働安全衛生管理などを含めた適切な労働条件、環境を守ります。

昭和産業グループは、事業活動を行う国や地域の法令および規制などを遵守します。事業を行う国や地域の法令および規制などにおいて国際的に認められた人権が適切に保護されていない場合は国際的に認められた人権を可能な限り最大限尊重します。

### <重要と考える人権課題>

昭和産業グループは、以下を事業に関係する重要な人権課題と認識しています。

- ・あらゆる差別や個人の尊厳を損なう行為の禁止
- ・児童労働、強制労働、人身取引の禁止
- ・外国人労働者の権利の尊重
- ・結社の自由と団体交渉権の確保
- ・ハラスメントやいじめ、不公平な扱い、非人道的な扱いの禁止
- ・適正な労働時間や賃金の確保
- ・労働安全衛生の管理
- ・先住民や地域住民の権利の保護
- ・消費者の安全と知る権利の尊重
- ・子ども、若者、高齢者の権利の尊重
- ・AI活用で生じうる差別、プライバシー侵害、誤情報に起因する人権侵害の防止
- ・気候変動への適応と緩和措置における人権への影響

### <人権デュー・ディリジェンス>

昭和産業グループは、自社およびビジネスパートナーにおける人権への負の影響を把握し、防止・軽減を図る取り組みとして、人権デュー・ディリジェンスを実施します。また人権デュー・ディリジェンスにおける取り組みの実効性を評価し、その結果を情報開示していきます。

昭和産業グループは、人権デュー・ディリジェンスをステークホルダーとの対話を重ねながら人権への負の影響を防止・軽減するための一連のプロセスと考え、継続的に取り組んでいきます。

### <救済措置>

昭和産業グループが人権に対する負の影響を直接的に引き起こした場合、または負の影響が発生することを助長した場合、関与が明らかになった場合、適切な手続きや対話を通じて、救済・是正に取り組みます。

また、人権に関する懸念について、全てのステークホルダーが利用可能な通報・申立窓口を設置し、救済へのアクセスを担保します。

通報者・申立者の個人情報保護を徹底し、通報者・申立者に不利益がないように保護します。

### <情報開示>

昭和産業グループは、本方針に基づく人権尊重の取り組みについて、継続的にモニタリングを行い、進捗状況および結果を、昭和産業株式会社のホームページなどで開示します。

また、人権尊重の取り組み全体にわたって様々なステークホルダーと対話することを通じて、信頼関係を築き、人権に関する取り組みをより推進していきます。

### <教育・理解・浸透>

昭和産業グループは、本方針が効果的に運用されるよう、全ての役員および従業員に対して適切な教育と研

修を定期的に行います。

また、事業活動における全てのビジネスパートナーの皆さまに対しても本方針を共有し、継続的に理解・浸透を図ることを通じて、共に協力して人権尊重に取り組んでいきます。

2026年2月20日

昭和産業株式会社

代表取締役社長執行役員

塚越英行